［略］	［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	［略］	［略］
第六十条の二第二項第二号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
第六十条の三	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第六十三条第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
	第七十四条	私立学校教職員共済法施行規則第五十一条第一項
第六十三条第一項第三号	［略］	［略］

2

［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第六十条の二第一項第一号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第六十一条第一項第一号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第六十二条第一項第一号	［同上］	［同上］
第六十二条の二第一項第一号	［同上］	［同上］
第六十三条第一項（各号を除く。）	［同上］	［同上］
	第七十四条	私立学校教職員共済法施行規則第五十一条第二項第二号
第六十三条第一項第一号	［同上］	［同上］
第六十五条第一項第一号	［同上］	［同上］
第六十七条第一項第一号	［同上］	［同上］

2

［同上］